

令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時：令和7年6月25日（水）午後3時～

場所：豊田市役所東庁舎6階 東65会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び令和7年度の進め方について

本資料(P.3-4)・別添資料1

3 委員委嘱及び会長、副会長選出について

席次表・本資料(P.5)

4 議事

(1) 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】

本資料(P.6-9)・参考資料1

(2) 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について【協議】

本資料(P.10-28)・別添資料2・別添資料3・参考資料2

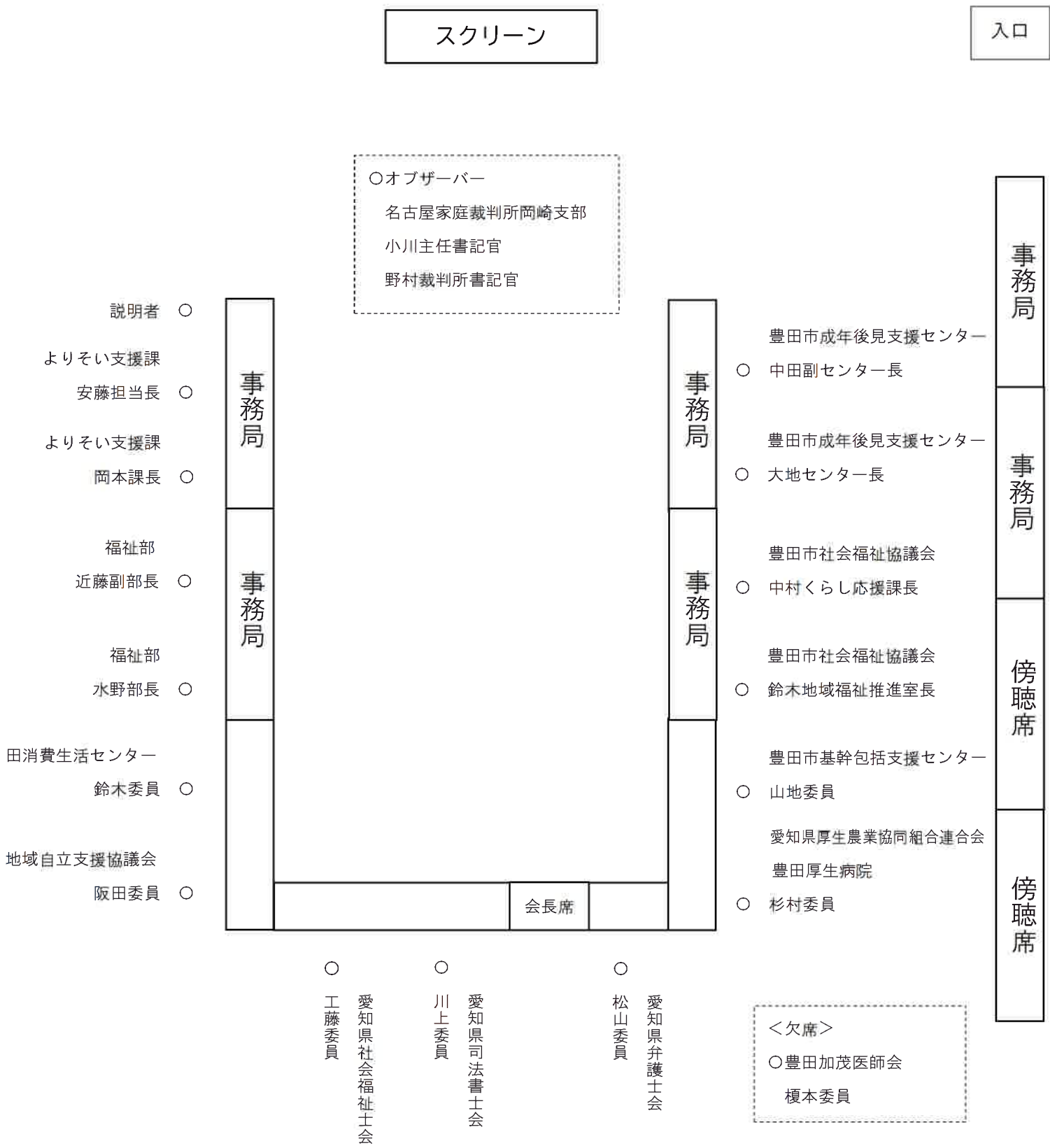
<配布資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第1回会議本資料
- ④ 別添資料1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱
- ⑤ 別添資料2 豊田市成年後見利用促進計画 重点取組・懸案事項（中間見直し後）実績等概要
- ⑥ 別添資料3 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系（案）
- ⑦ 参考資料1 令和7年度とよた市民後見人養成講座 受講生募集チラシ
- ⑧ 参考資料2 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し
- ⑨ 意見書 ※委員のみ

日時：令和7年6月25日（水）午後3時～
場所：豊田市役所東庁舎6階 東65会議室

令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

席次表



令和7年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第1回会議・本資料

令和7年6月25日（水）
豊田市 福祉部 よりそい支援課
豊田市成年後見支援センター



- 1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び令和7年度の進め方について P. 3～4
- 2 委員委嘱及び会長、副会長選出について P. 5
- 3 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】 P. 6～9
- 4 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について【協議】 P.10～28

- 権利擁護支援に関わる司法・医療・福祉等の関係者が集まり、権利擁護支援の様々な場面における課題や必要となる取組について、主体的・組織的な協議や意見交換、情報共有等を行う場。
- 計画の中間見直しに伴い、消費生活センターとの連携を強化するため、令和5年度より協議会体制の見直しを実施。

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう取組を進めていくのか、どう体制を確保していくのか



組織的な協議・意見交換・情報共有の場

協議会の概要(H29～、年3回程度)

- 【委員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会(相談支援専門員)、医療ソーシャルワーカー、消費生活センター
- 【オブザーバー】 名古屋家庭裁判所 等
- 【事務局】 中核機関:豊田市よりそい支援課・豊田市成年後見支援センター
- 【内容】
- ①センターの運営状況の評価・協議
 - ②成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援策の検討・協議
 - ③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議
- ※ 消費者安全確保地域協議会として一体的に運用が可能。





第1回 (6/25)

- 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】
- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について【協議】

(7/16:令和7年度 第1回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

第2回 (10/9)

- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画(案)について【協議】

(11月:令和7年度 第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

第3回 (1/30)

- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画について【報告】
- 令和8年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について【協議】

(2月:令和7年度 第3回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会 合同会議)

<委員(8名)> ※__：新任

松山 剛久	愛知県弁護士会
川上 明子	愛知県司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
工藤 明人	愛知県社会福祉士会
榎本 康宏	豊田加茂医師会
杉村 龍也	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院
山地 香代子	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会
鈴木__満	豊田消費生活センター

<オブザーバー> ※オブザーバーは必要に応じて招集するものとする

- (1)名古屋家庭裁判所に属する者
- (2)委員以外の委員所属団体に属する者
- (3)他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

<事務局>

豊田市 福祉部 よりそい支援課

豊田市成年後見支援センター(社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課)

順不同、敬称略

令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】

令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】

- 豊田市では、市民後見人養成講座の開講を通じ、後見人活動のみならず、意思決定フォロワーや権利擁護の自主啓発団体、ボランティア実践など様々な市民活躍の機会や権利擁護の推進につながっている。
- この動きを後押しすることは、地域共生社会の実現に大きくつながることから、昨年度に引き続きシンポジウムを開催した。

○ 開催概要

日時	令和7年5月24日（土）午後1時30分～午後4時30分
場所	豊田市福祉センターホール
テーマ	「自分らしい暮らし」を地域で支える ～家族だけに頼らない地域共生社会の実現に向けて～
講師	シンポジスト ・ 一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子氏 ・ 弁護士（豊田市成年後見支援センターアドバイザー） 松山 剛久氏 ・ 豊田信用金庫 資産運用支援部 相続遺言信託課長 酒井 久幸氏 ・ とよた市民後見人/意思決定フォロワー 白川 啓子氏 ・ 豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課 （豊田市成年後見支援センター長） 大地 裕介 コーディネーター ・ 同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授 永田 祐氏
実績	○ 参加者数：299名（会場：246名、オンライン53名） ○ アンケート回収：183名 （よく理解できた：126名、まあまあ理解できた：55名、あまり理解できなかった：2名、理解できなかった：0名）



とよた市民後見人

とよた意思決定フォロワー 白川 氏

- ・ 市民後見人養成講座を受講して、大変学びになった。今は他のボランティア活動の際に、その学びを伝えている。
- ・ 市民後見人として活動する当初は、保佐人として何かお手伝いをしなければいけないと思ってた。構えて話すのではなく、フランクにすることで、ご本人と関係が築けて、今では訪問する度に大変よこばれている。それがやりがいになる。
- ・ 「よりそう」とは、自分を偽ったり、隠したり、フタをした気持ちを無理にではなく、本人の意思で開けていく作業をお手伝いすることかなと思う。

- ・ マイナスをゼロにすることで、それは当然やるべきこと。大事なものは、自分の存在に意味や価値があるところが、人との関係の中で認められ、自分らしい暮らしを歩めること。つまり、積極的権利擁護を目指していくことが本来の権利擁護である。
- ・ 本人の権利擁護や参加できるよう、市民が参加し、活躍していく。そして、その市民を支える多様な主体の参加（地域連携ネットワーク）といったような3つの参加が大切である。
- ・ 結サポートにおいては、フォロワーという形で市民が活躍することもポイント。単に入院できれば良い、火葬をどうするという話だけでなく、本人の意思決定と参加を市民の参加・活躍と考えていく必要がある。

同志社大学 永田教授

弁護士 松山 氏

- ・ 弁護士は財産管理や契約の確認は得意。しかし、寄り添うということは時間制約もあり難しい。市民後見人と弁護士など専門職とは役割が違うので、役割分担しながら本人を支えることが必要。
- ・ 身元保証団体のトラブルが多く聞かれるので、社協のような民間であるが公的な要素を持つ団体が結サポートのような事業を行うことで市民の安心なくらしにつながるを感じる。
- ・ 多機関協働には、市民や地域も含まれる。そして市民の関りは不可欠である。その為、他人ごとではなく、自分ごととして関わり、ご活躍いただけると良い。

- ・ 信用金庫は相互扶助ということを考えている。地域社会の利益を共に発展させていくことを考えている組織。その為、社協と親和性の高い組織であるので、連携は不可欠である。
- ・ 人はある種、合理的ではない。賢い選択をしない権利を享受して生きてる。愚かでささやかな幸せを糧に生きている。そういったものが実はわたらしさの根幹にある。無駄だと思うことに、本当は本人らしさがあるかもしれない、そういったものを見つめて大切にしていくことが意思決定支援には大切。
- ・ 意思決定支援の主体は本人で、特定の何か決めさせることや、説得支援ではない。

権利擁護支援ネットワーク
ともす

川端 氏

豊田信用金庫 酒井 氏

- ・ 仕事に関連するということで市民後見人養成講座を受講した。受講動機は人それぞれかと思うが、「学んでおいて損はない」。
- ・ 市民後見人は、支援が必要な人たち（本人）の話を聞いて、より良い生活が送れるように私（後見人）が判断をして生活していくと考えていた。講座を受講して、本人の意思を尊重して、本人の人権を守りながら生活を支え、寄り添っていくことが一番大切だと知った。
- ・ 結サポートも然りだが、権利擁護事業に金融機関の関りは必須。地域の信用金庫、地元の金融機関だからこそ、必要な人がいる以上関わっていく必要がある。関わるきっかけは、関係の構築からだと思う。

- ・ 実際に活動されている事例の紹介もありわかりやすかった。一つとして同じケースはないと思うが、大変ためになった。
- ・ 市民後見人や意思決定フォロワーが専門職にない重要な役割であることがよくわかった。講座を受講したいと思った。
- ・ 地域共生社会や身寄り問題等、豊田市の現状や取り組みがよくわかった。また、意思決定支援の考え方は、市民もだが、福祉関係者は必ず聞くべき内容だと思った。
- ・ 大変貴重な時間となった。地域で活動する中での糧とさせていただきたい。自分も寄り添うことを大切にしていきたい。

アンケート（抜粋）8

○ 開催風景



第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について【協議】

- 令和2年度から令和7年度までの豊田市における成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援に関する取組を記載。
- 取組の性質ごとに、具体的取組を「重点取組」「基礎取組」「懸案事項」に分類している。
- 計画の中間年である令和4年度に中間見直しを行った。具体的には、計画における取組の方向性（目指すまちの姿、取組の柱）は継続しつつ、「重点取組」について見直しを実施。



策定時期

令和2年3月策定

計画期間

令和2年度から令和7年度まで

目指すまちの姿

『安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち』

～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～

位置付け

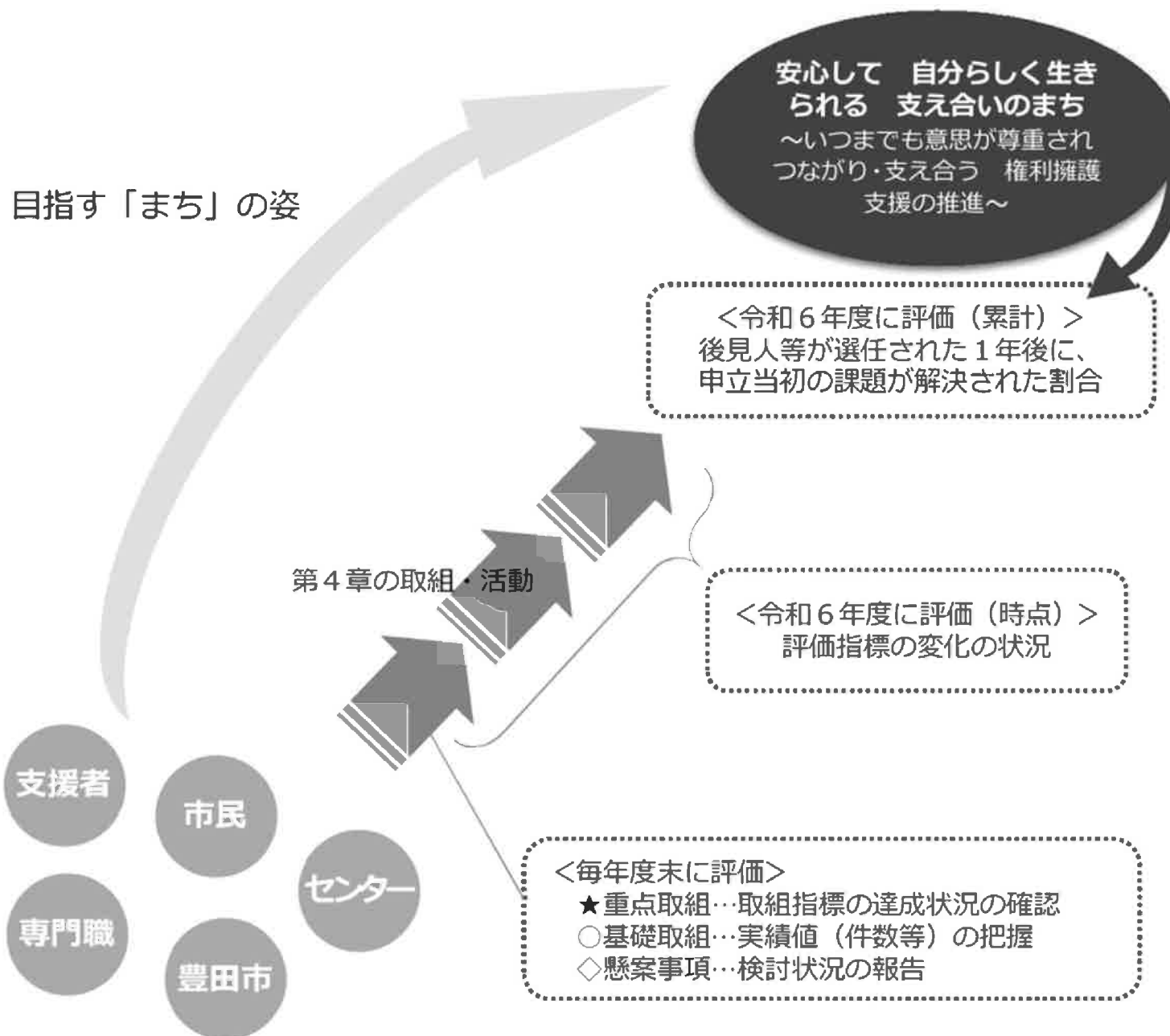
- ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定
- ・ 「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定

具体的取組

- 【重点取組】 新規又は拡充を行う取組
- 【基礎取組】 既に実施している基本的な取組
- 【懸案事項】 体制強化に向けて検討を進める事項

評価の枠組み

- ・ 評価指標の変化と計画目的の到達状況を評価(別添参照)



重点取組	令和7年度末の取組指標	令和6年度末までの達成状況	令和7年度の取組予定
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	- 第6期養成講座の実施 - くらし応援基金の運用実施	- 第5期までの養成 - 権利擁護基金の設置と活用	- 第6期講座の開催 - 権利擁護基金を活用した市民の活躍促進
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	- 身寄りのない方への支援あり方検討部会等を通じた支援の検討 - 豊田市地域生活意思決定支援事業(モデル事業)の実践	- 包括的な相談窓口の開設 - モデル事業の成果である意思決定フォロワー(市民参加による意思決定支援)を取り入れた形での「結サポート～くらし安心事業～」の事業化	「結サポート～くらし安心事業～」の段階的实施
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	各種ガイドライン等に沿った研修等実施	各分野での意思決定支援研修の実施	各種ガイドライン等に沿った研修等の実施
④ 消費生活センターとの連携策の構築	連携策の実施	研修実施による	- 研修の継続実施 - つなぎフロー作成等の仕組み化
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施	送付先変更に係る手続き事務の集約とオンライン化	全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	専門的判断の仕組みの実施	- 専門フェローの登用 - 客観的かつ専門的な立場から対応方針の判断に関わってもらう仕組み構築	- 福祉支援担当フェローによる事例検討勉強会の充実化 - 虐待案件を含むケース進捗管理の仕組み化
懸案事項		令和6年度末までの達成状況	令和7年度の取組予定
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討		社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援	第2次計画における対応策検討

- ①【重点取組】概ね想定どおりの取組達成、②【基礎取組】着実な実践、③【懸案事項】検討を超えて取組を実施 により、『評価指標』が指し示すとおり、市全体の施策は目指すべき方向性どおりに進んでいるといえる。
- これらの結果もあり、計画全体の到達状況を評価する「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」は81.1%となり、現行計画は、権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらした。

各種取組の実施状況

- ①【重点取組】概ね想定どおりに取組を達成 ②【基礎取組】着実な実践を遂行 ③【懸案事項】検討を超えて取組を実施

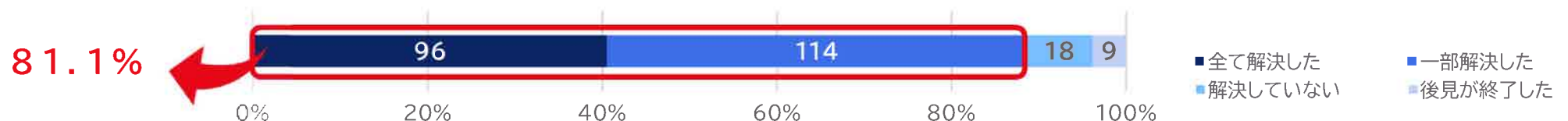
評価指標の変化

- 計画上で設定した各種取組が全体として効果的であったかどうかを「取組の柱ごとに設定した指標の変化」から確認。

評価指標 ※中間見直し時に体制が整ったと評価された「相談」関係指標を除く。	計画策定時	目指す方向性	現状
成年後見制度の認知度	22.9%	↗	24.5%
「受任調整会議で検討した候補者」と「実際に選任された後見人等」の合致割合	100%	→	99.7%
市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合	—	↗	34.0%
センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合	100%	→	100%

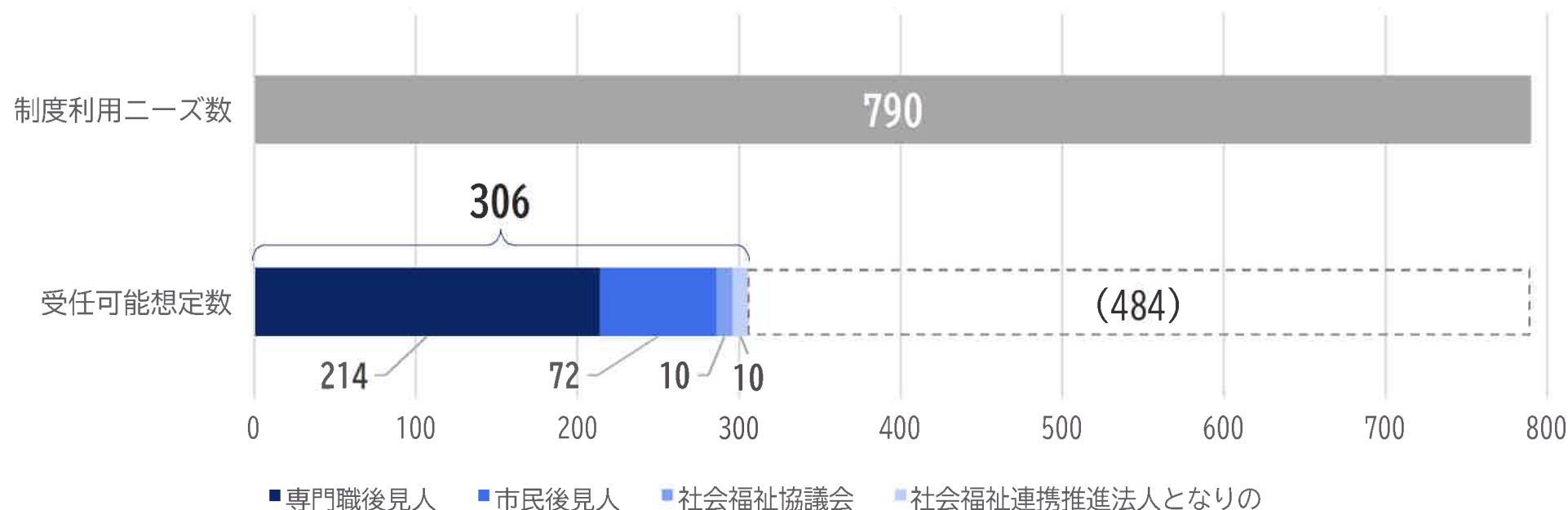
計画の目的達成状況の評価

- 豊田市の成年後見制度利用促進の各種取組により、市民の権利擁護が図られたかを「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合※」で確認。※ R3～6年度における後見人等アンケートで申立て当初の課題が「全て解決した又は一部解決した」と回答した割合(4か年累計)。



参考：権利擁護支援を取り巻く現状 (豊田市の状況 権利擁護支援の担い手に関するニーズの参考値)

- 2018年の調査結果と認知症高齢者の増加率から、成年後見制度の利用の可能性のあるニーズ数について、2025年時点の参考値を試算。その結果は、790人となった。また、受任可能想定数の参考値を確認したところ306件となり、ニーズ数の差は484名となった。
- この484人分の対応としては、すぐさまに成年後見制度が必要な状況ではないこと、また成年後見制度以外の方法での解決の可能性などに留意しながら対応策を検討していく必要がある。



(試算方法など)

- 実際は、本人の特性や課題によりケースバイケースの受任が行われることや、複数受任もあるので、あくまでボリューム感をつかむ趣旨であることや統計的な正確性を求めているものではないことに留意。
- 制度利用ニーズ数については、2018年調査結果の664名に対し、2017年から2025年かけての認知症高齢者数の増加率18%を乗じて算出した。
- 受任可能想定数のうち、専門職後見人は2018年調査の結果をそのまま採用（2018年以降に受任した件数もあるが、一方で後見等終了のケースもあること、また後見人等支援や送付先変更などの環境が整ったことから設定として差し引きゼロとした）。市民後見人は2025年6月時点バンク登録者数から受任している人数を引いたもの。社会福祉協議会及び社会福祉連携推進法人となりの分は聞き取り情報。

本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である

YES



とよた市民後見人

※ 市民後見人へのリレーや市民後見人との複数受任をあらかじめ検討する

ただし、「法的問題の解決」や「福祉的な支援の調整（居所の安定などを含む）」が同時並行で進む場合

※ 専門的支援の見通し・課題解決の時期などが明らかな場合

検討の視点	専門的支援の検討		
	ア 法的な支援の必要性	イ 福祉的な支援の必要性	ウ セーフティネット支援の必要性
	① 債務整理、金銭搾取等紛争性(の可能性)に対する支援が必要 ② 不動産の売却や相続手続き等の支援が必要	① 介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となる支援が必要 ② 若年者や長期入所者など比較的長期期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる後見活動が必要	① 8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要 ② 成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要

※ その他、本人の特性や状況、支援環境などを加味しながら、受任調整を検討（複数受任の検討、社会福祉連携推進法人が受任する際の利益相反関係の確認を含む）

<基本的な考え方>

アー①の視点が支援の中心

弁護士



アー②の視点が支援の中心

司法書士



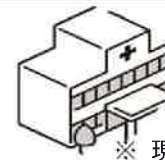
イー①の視点が支援の中心

社会福祉士



イー①or②の視点が支援の中心

法人後見団体



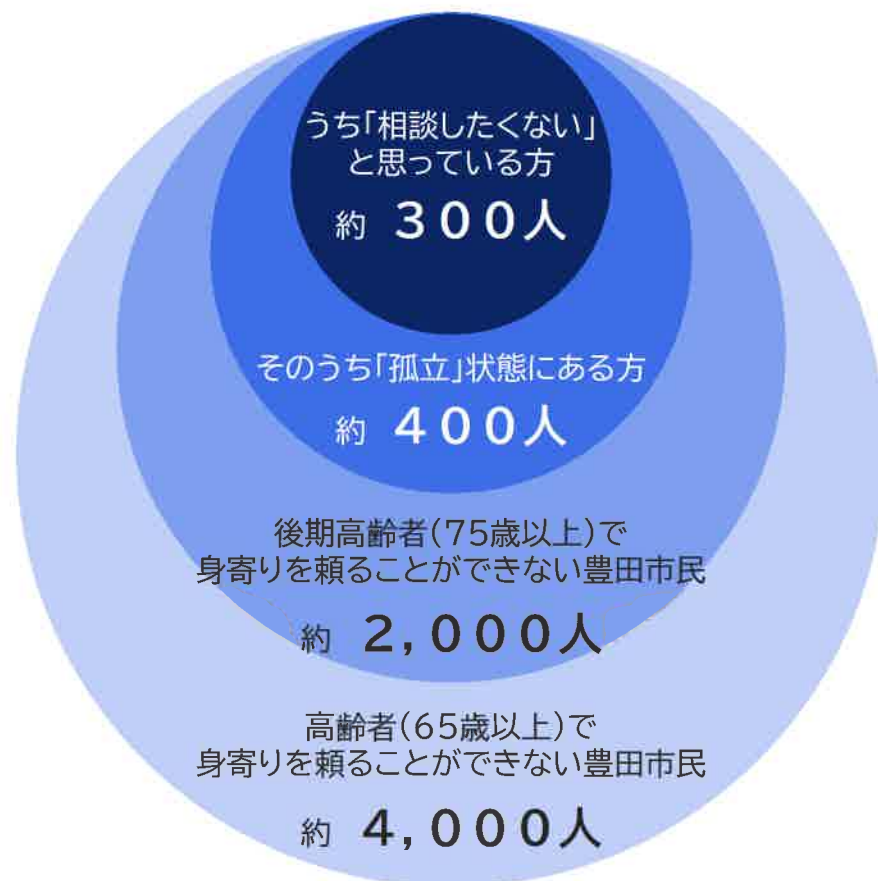
ウー①or②の視点が支援の中心

社協法人後見（市委託事業）

※ 専門性を発揮する支援が終了した場合は、成年後見支援センターに相談して市民後見人へのリレーを検討。

※ 現在は、市内に「社会福祉連携推進法人となりの」のみ。

- 市民アンケート結果と高齢者人口から、高齢者（65歳以上）で身寄りを頼ることができない豊田市民は、約4,000人いると推計された。併せて、介護の必要性が高くなると言われる後期高齢者（75歳以上）では、約2,000人との推計結果となった。
- また、同アンケート結果のクロス分析により、そのうち「孤立」状態にある方は約400人、「相談したくない」と思っている方は300人となることから、身寄りを頼ることができない人の支援策の充実を進める上では、どの層にどのようなアプローチを行うべきかを整理しながら取り組む必要があると言える。



■ 具体的に生じ得る課題の例

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

令和6年度第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・第2回地域福祉活動推進委員会

<関連する意見>

- 支援する側のアンケートは多いが、支援を受ける本人に限定して直接要望を聞けるような動きはあるか。周囲から見た状況と、本人の要望事項を集約されたものがあると良い。
- 豊田市及び豊田市社会福祉協議会の取組の特徴は、
 - ① 複数の機関と協力しながら、事業に取り組んでいること
 - ② 身寄りのない方の支援は所得の有無に関わらないので、あらゆる階層を対象にしながら、資力のない方向けに権利擁護基金を設立しており、将来的には遺贈を受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組み作りが進められていること
 - ③ 意思決定フォローとして、市民が参画しており、判断能力が不十分になっても、身寄りがなくても、社会に参加することを後押しできる仕組みが構築されていること(関連して、今後、重層の中で、市民も参画する形の参加支援のあり方を検討できると良い)上記の特徴を伸ばしながら計画を策定していただきたい。
- 相談支援において、困りごとに気付かない人のサポートができる専門人材の確保と育成について、今後の具体的な進め方が重要である。
- 成年後見計画においても、担い手不足が如実に現れており、連携推進法人などの法人後見団体を支援していく仕組みも検討していただきたい。
- 評価について、いわゆる数値目標等の指標を使って評価しても、地域福祉計画の評価につながらないことがあるので、適切な評価の仕方について十分に議論していただきたい。
- 意思決定フォローの成果を生かして、周知・理解の徹底をしていただきたい。

民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案(案)

<主な検討事項>

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

(甲 案) 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案

(乙1案) ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を(個別に)付与する類型の法定後見を開始する案

(乙2案) 乙1案の類型に加え、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、成年後見人等に一定の権限(現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限)を付与する類型の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案(法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案)

○ 法定後見に関する期間

(甲 案) 期間を設けない

(乙1案) 家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案

(乙2案) 成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案

○ 成年後見人等の選任

本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任(交代)

(甲 案) 現行法の解任事由(不正な行為、著しい不行跡など)を維持する案

(乙 案) 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける

○ 成年後見人等の職務及び義務

成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容(例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど)を明確にすることを引き続き検討

民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案(案)

<主な検討事項>

○ 任意後見人の事務の監督の開始

本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

<その他の検討事項>

○ 成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

② 福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮

【対応の方向性】

- このため、福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域(介護、障害、生活困窮等)で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
 - ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。
- また、生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

(3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制(関係機関とのネットワーク構築等)の在り方

【対応の方向性】

- こうした点を踏まえ、地域において、身寄りのない高齢者等をネットワークで支えていくため、市町村に既に存在する類似の協議会やプラットフォームを活用して、支援方策の議論を進めていくための具体的な実施方法を国において示すべきである。その際、身寄りのない高齢者等の支援を行う上で、法律の専門家をはじめとする連携が必要となる主な関係機関を国において示し、参画を促す必要がある。

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

(1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【対応の方向性】

- このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支える支援策(日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など)について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ(再掲)、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。
 - ・ 福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
 - ・ 意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

(2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

【対応の方向性】

- このため、以下について法令上の規定の整備を検討すべきである。
 - ・ 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
 - ・ 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
 - ・ 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。
- なお、単独で「中核機関」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする必要がある。
- また、「中核機関」の法律上の名称については、権利擁護支援推進センターとすることを提案する。

課題① 後見人の担い手不足

<委員意見>

- ・ 専門職や成年後見支援センターの受任件数は増加する一方で、担い手が不足している。
- ・ 法的課題のあるケースについては、解決したら市民後見人へリレーするなどを前提に受任するのはどうか。

<現行計画より>

- ・ 市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合は全国的に見ても高く、この豊田市の取組の特長を生かすことが重要ではないか。

<豊田市の状況より>

- ・ すぐさまに成年後見制度が必要な状況であるかを見極めることや、成年後見制度以外の方法での解決の可能性などに留意しながら対応策を検討していく必要があるのではないか。
- ・ 豊田市において、本人にふさわしい後見人を検討するための受任調整のフローが機能している背景には、専門職後見人、市民後見人、法人後見それぞれが存在し、候補者を選択できる環境があるからであり、その環境を継続することが必要ではないか。

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 専門分科会にて、法人後見団体を支援していく仕組みを検討する必要性についての意見があった。

課題② 意思決定支援の浸透

<委員意見>

- ・ 本人の意思を聞き出すことはとても大事で、聞き出した意思を実現するには関係機関の協力が必要である。

<国の動向より>

- ・ 地域共生社会の更なる展開に向けた対応において、福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化する必要性が示された。
- ・ 総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要があると示された。

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 専門分科会にて、意思決定フォローの成果を生かして、周知や理解の徹底をする必要性についての意見があった。

課題③ 身寄りのない市民への支援の充実

<委員意見>

- ・ 身寄りがいない人が増えていることを現場では感じている。
- ・ レシピ集のさらなる普及啓発が必要ではないか。
- ・ 身元保証問題として金銭管理や支払いの担保、緊急連絡先が最重要視されている。
- ・ 多機関が協働で担っていく仕組みの検討が必要ではないか。

<豊田市の状況より>

- ・ 身寄りを頼ることができない人の支援策の充実を進める上では、どの層にこういったアプローチを行うべきかを整理しながら取り組む必要があるのではないかと。

<国の動向より>

- ・ 家族の代替と誤解されないような対応が必要であること、互助等のインフォーマルな関わりとの連携が必要であること、日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を担えるようにすることが示された。

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 専門分科会にて、複数の機関と協力することと、意思決定フォロワーとして市民が参画している特徴を伸ばしながら、取組を進める必要性についての意見があった。

課題④ 権利擁護基金の充実

<委員意見>

- ・ 生活困窮者の生活を担保していくために、権利擁護基金を活用できないか。

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 専門分科会にて、豊田市社会福祉協議会は権利擁護基金を設立しており、将来的には遺贈を受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組みづくりが進められるのではないかと意見があった。

課題⑤ 民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応

<国の動向より>

- ・ 民法改正の観点として、法定後見の終了や期間について言及された。
- ・ 日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を担えるようにすることが示された。
- ・ 中核機関の法定化、個別支援に関する会議体の設置について示された。

課題⑥ 包括的な相談支援体制との一体的な体制整備

<国の動向より>

- ・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口については、既存の支援体制の枠組みを活用して強化していくべきであると示された。

課題⑦ 社会参加支援との連動

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 意思決定フォローとして市民が参画することで、判断能力が不十分になっても、身寄りがなくても社会に参観することを後押しできる仕組みにしていくこと、今後は重層の中で、市民も参画する形の参加支援のあり方を検討すべきとの意見があった。

課題⑧ 計画の評価

<地域福祉計画の議論より>

- ・ 支援を受ける側の意見を聞いたり、周囲から見た状況を整理できると良いといった意見や、いわゆる数値目標の指標による評価だと、適切な評価につながらないことがあるので検討が必要であるとの意見があった。

- ①現行計画における「重点取組・懸案事項の取組状況」、②現行計画の進捗状況、③権利擁護支援を取り巻く現状（豊田市・国）、④法福協議会におけるこれまでの議論と課題の整理を踏まえて、第2期計画で取り組むべきことの案を事務局にて整理。
- 併せて、第2期計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含して策定するとともに、同様に包含される重層的支援体制整備事業実施計画や再犯防止推進計画と一体となるため、これら計画に関連する取組についても、関連深いものについては位置づけを行う。

第2期計画で取り組むべきこと(案)

- ① バストミックス方式による権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援
- ② 市民参画と多機関協働による意思決定支援
- ③ 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等支援
- ④ 権利擁護基金の充実
- ⑤ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

一体計画の中で関連させながら取り組むべきこと(案)

- ⑥ 多機関協働による包括的相談支援と継続的支援の充実
 - ・ これまで同様に、判断能力が不十分な方が相談し得る機関（地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等）を権利擁護支援の1次窓口として機能させる、成年後見支援センターの相談と身寄りのない人の相談窓口を一体的に運用するなど、包括的な相談支援を行う。
- ⑦ 配慮が必要な方への社会参加支援
 - ・ 社会参加支援の場面によりそう形の市民参画の方策について検討する。

- 第2次計画においても、「市民の権利擁護が図られたか」どうかの視点から、計画の目的達成状況を評価することが重要。これについて、現行計画の「課題解決」に加え、これまでの本市の取組や国の動向等を踏まえ「意思尊重」の視点でも評価する。
- また、現行計画でも確認されたように、目的達成に向けてはどれか一つの取組だけを進めれば良いものではない。そのため、地域福祉計画・地域福祉活動計画内の本計画部分については、現行計画同様に、①各具体的取組に対し、年度ごとの到達目標（当該年度に何を取り組むか）を設定するとともに、②取組カテゴリーごとに、中間年度に変化を測定する指標を設定する。
なお、数値目標は設定しない（相談件数の変化などは、センター定例会で確認する）。

最終ゴール

豊田市において、地域共生社会が実現できている 【計画策定時】「実現できていると思う」市民：58.1%

第2次計画の 目的達成状況を 評価

そのために第2次計画で達成したい状況

目的達成状況の視点①：課題解決
「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決されたか」
【計画策定時】81.1%

目的達成状況の視点②：意思尊重
「豊田市が『病気や障がいがあることや、ことばの違いがあっても、誰もが自分の意思を大切にされている』まちだと思えるか」
【計画策定時】54.7%

そのために第2次計画で取り組むことの実施状況

取組の実施状況 を確認

○ 具体的取組A 【年度到達目標】令和○年度：○○の仕組み化に向けた調整完了

【中間年度に変化を測定する指標】

○ 具体的取組B 【年度到達目標】令和○年度：○○の実施方策の検討



- 加えて、第2次計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含して策定することから、評価も「市民参画」を重視すべきである。そのため、本計画部分について、具体的には、毎年度、市民後見人バンク登録チームから中核機関（市・センター）がヒアリングを受ける機会を設け、市民目線から変化や効果を最も感じたエピソードや取組を挙げてもらう。
- 中核機関（市・センター）は、市民後見人バンク登録チームが挙げたエピソードや取組の特徴などと、それを踏まえた改善策等をまとめ、豊田市成年後見・法福連携推進協議会に報告する。
- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会は、報告内容を受け、多機関の視点からの確認も重ね合わせた上で、提示された方向性で取り組むのか、さらなる提案があるかどうかを協議する。

最終ゴール

豊田市において、地域共生社会が実現できている

目的達成状況の視点①：課題解決

目的達成状況の視点②：意思尊重

市民目線の
気づきを反映

○ 具体的取組A

取り組んできたことや
エピソードを伝える

さらなる検討や協議

中核機関
(市・センター)

【市民目線から変化や効果を最も感じたエピソードや取組】

市民目線での気づきを挙げる

市民後見人バンク登録チーム

○ 具体的取組B

豊田市成年後見・法福連携推進協議会

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある者の権利擁護支援に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- （1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- （3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- （4）その他認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある者の権利擁護支援に資すること（消費者安全法（平成21年法第50号。）に基づく消費者安全確保地域協議会として協議すべき事項を含む。）。

（組織）

第4条 推進協議会は、常任委員8人をもって組織する。

（委員）

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある者等の権利擁護支援等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）愛知県弁護士会に属し、かつ愛知県弁護士会が推薦する者
- （2）愛知県司法書士会に属し、かつ愛知県司法書士会又は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部が推薦する者
- （3）愛知県社会福祉士会に属し、かつ愛知県社会福祉士会が推薦する者
- （4）豊田加茂医師会に属する者
- （5）医療相談員である者
- （6）豊田市基幹包括支援センターに属する者
- （7）豊田市地域自立支援協議会に属する者
- （8）豊田市消費生活センターに属する者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長等）

第6条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- （1）名古屋家庭裁判所に属する者
- （2）委員以外の委員所属団体に属する者
- （3）他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

（推進協議会の開催）

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

（推進協議会の公開）

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

（部会の設置）

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、豊田市成年後見支援センター一定例会等の部会を置くことができる。なお、支援同意が得られていない事案を取り扱うときは、豊田市支援会議設置要綱に基づき対応するものとする。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会

会長の了解を得て、市長が決定する。

4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

（報償）

第11条 第5条の委員及び第7条のオブザーバーには、市長が別途定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

（事務局）

第12条 推進協議会の事務局を福祉部よりそい支援課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

（施行期日）

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

（施行期日）

3 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

（施行期日）

4 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

豊田市成年後見利用促進計画 重点取組・懸案事項(中間見直し後)
実績等概要

- 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組と1つの懸案事項に整理した。
- 重点取組については、取組の達成に向けて、年度毎に取組指標を設定している。

重点取組	令和7年度の取組予定
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	・ とよた市民後見人養成講座の開催継続 ・ 権利擁護基金を活用した市民の活躍促進
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	・ 「結サポート～くらし安心事業～」の段階的实施
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施
④ 消費生活センターとの連携策の構築	・ 研修の継続実施 ・ つなぎフロー作成等の仕組み化
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	・ 全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	・ 福祉支援担当フェローによる事例検討勉強会の充実化 ・ 虐待案件を含むケース進捗管理の仕組み化
懸案事項	

- 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討(社会福祉連携推進法人の活動支援)

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和6年度養成講座の実施状況)

- 基礎課程を修了した75名のうち実務課程に進んだ54名及び令和5年度基礎課程修了者1名が全課程を修了。
- 修了生のうち、とよた市民後見人バンクへの登録を希望する44名に対し、バンク登録面接を実施。面接では、市民後見人として活動する上での心構えや意欲を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行った。
- なお、今回面接を希望しなかった修了生については、令和7年度にあらためて意向を確認する予定。

とよた市民後見人養成講座修了式

- 日程 令和6年12月21日(土) 午後4時から (実務課程6日目終了後)
- 修了者 55名
- 内容 豊田市長より、修了者に修了証書を授与



とよた市民後見人バンク登録面接

- 日程 令和7年1月25日(土)、2月8日(土)、2月22日(土)
午前9時30分から午後3時頃まで (各人15分程度)
- 対象者 44名
- 面接官 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 市民後見人育成部会
(弁護士2名、司法書士2名、社会福祉士2名)
- 内容 面接官2名、センター職員1名 対 バンク登録希望者1名で面接し、市民後見人として活動する熱意や意欲、市民後見人としての自覚・公平性、対人支援で心掛けていること等を聞き取り、バンク登録の適性について確認



【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (市民後見人養成講座修了生の活躍状況：令和6年度末)

- とよた市民後見人養成講座修了生125名のうち、97名がバンク登録し、これまで33名が市民後見人を受任している。
- バンク登録者に対しては、市民後見人活動だけでなく、意思決定フォロワーや後見一座（後見の啓発を行う市民の任意組織）等の権利擁護支援に関する活動、地域活動やボランティア登録など、様々な場で活躍できるように支援している。
- その他、修了生から介護サービス相談員が誕生するなど、豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の活躍について、その裾野が広がっているといえる。



市民後見バンク登録

市民後見人受任実績

その他の活躍状況 ※各活動者間での重複あり

とよた市民後見人
養成講座修了生

125名

※R1～R6の5期分

バンク登録者

97名

※うちR6は44名

受任あり

被後見人等**38件**

市民後見人**33名** (実人数)

※後見活動が終了した市民後見人のうち5名は、2人目を受任

※R6.3時点では実人数で25名が受任している

※R5までの登録者のうち21名は受任経験なし。
※受任しない主な理由として、「仕事が多忙」や「自身が高齢」という状況を把握している。

意思決定フォロワー登録

24名

後見一座

9名

地域活動（過去含む）

34名

ボランティア登録

2名

介護サービス相談員

1名

※修了生のうち、バンク登録しない人やバンク登録を更新しなかった人は、フォローアップできないため、活動状況を把握していない。

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和7年度市民後見人養成講座事前説明会)



- 豊田市では、市民後見人という権利擁護支援の担い手養成のための講座について受講前に知ってもらうという観点に加え、広く市民に権利擁護支援の大切さを啓発することを目的に据えていることから、事前説明会に併せて市民向けシンポジウムを開催している。
- このような重ね合わせにより、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の裾野が広がることが期待され、ひいては地域共生社会の実現にもつながる機会となっているといえる。

○ 令和7年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会

日時	テーマ	講師	参加実績
5月24日(土) 午後1時30分 ～午後5時	「自分らしい暮らし」を 地域で支える ～家族だけに頼らない地 域共生社会の実現に向け て～	[コーディネーター] ・同志社大学社会学部 教授 永田 祐氏 [シンポジスト] ・(一社)権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 豊田市福祉支援担当専門フェロー 川端 伸子氏 ・弁護士 豊田市成年後見支援センター アドバイザー 松山 剛久氏 ・豊田信用金庫 資産運用支援部 相続遺言信託課長 酒井 久幸氏 ・とよた市民後見人(兼) 意思決定支援フォロワー 白川 恵子氏	合計：299名  現地：246名 オンライン：53名

令和6年度に引き続き、広報とよたやSNS、ホームニュース掲載、新聞折り込みでの周知を実施。 5

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について

※参考 市民後見人養成講座と受講後の活躍先のフロー

- 豊田市では、市民向けシンポジウムを入り口に、市民の方がその関心等に合わせて様々なルートに乗れるよう、市民後見人養成講座の受講など幅広い形で権利擁護支援の活動に関われるような機会や講座を設けている。

権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会 [5月24日(土)午後]

基礎講座 (1,270分)
7月19日(土)～10月18日(土)の7日間

実務講座 (960分)
11月1日(土)～12月20日(土)の6日間



市民後見人バンク登録

身寄りを頼ることができない方の支援事業
日常生活支援(見守り&意思決定支援)
※講座内容検討中

意思決定フォロー

個別ボランティア相談
随時相談対応を実施

その他ボランティア活動
(傾聴 など)



- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、身寄りを頼ることができない方に対する支援のあり方検討部会を開催し、支援のレシピ集として、地域情報やコツ、ノウハウなどを整理してきた。
- また、豊田市では、国のモデル事業を受け、令和7年1月から、身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに対する包括的な相談窓口を開設。豊田市社会福祉協議会では、身寄りを頼ることができない方に対する日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面の支援を実施する事業を開始。

令和3年度

- 検討部会：「課題が生じる場面」を整理
…入院・入所・救急搬送・賃貸契約・死後の場面に困りごとが発生とするとの整理を行った。

令和4年度

- 検討部会：「生活上の具体的な困り事」を整理
…身元保証人がおらず契約ができない、普段の買い物等対応できない、預貯金の引出し等に行えない など。

令和5年度

- 検討部会：「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜救急搬送編＞」作成

令和6年度

- 検討部会：「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜死後事務編＞」作成
- 市：「身寄りを頼ることができない方の生活上の困りごとなどに関する包括的な相談窓口」開設
- 社協：「身寄りを頼ることのできない方の支援（結（ゆい）サポート～くらし安心事業～）」開始

- 豊田市では、令和7年1月から、身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに関する包括的な相談窓口を福祉センター内に開設した（豊田市社会福祉協議会に運営委託）。
- 相談後は、本人の意向や状況等に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など既存の制度・事業、地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所などの相談支援機関や、弁護士・司法書士等の専門職、豊田市社会福祉協議会が実施する支援事業（結サポート～くらし安心事業～）等による支援をコーディネートしている。

○ 相談窓口開設後の実績

相談内容	1月	2月	3月	4月	5月
日常生活に関する相談	9	5	4	3	0
入院・入所時の手続きに関する相談	7	8	4	7	1
死後事務支援に関する相談	5	11	2	7	3
成年後見制度に関する相談	23	24	16	26	14
結サポートの事業内容に関する相談	0	0	0	3	2
その他	1	7	1	3	0
合計(延べ)	45	45	27	49	20



○ 相談例

【本人の状況】

- ・ 80歳、男性。高血圧、血糖値が高く、2年前に白内障で手術、4年前に盲腸で手術。介護保険の利用はない。
- ・ 子どもはなく、本人と妻の二人暮らし。妻は平成21年に脳内出血で倒れ、特養に入所するまで介護をしてきた。現在、妻は要介護4で意思疎通が困難。

【相談の経緯】

- ・ 身寄りがないことに対する危機感は、4年前に盲腸で手術した際に保証人を求められたことで抱いた。病院からは手術には全身麻酔が必要だが、意識が戻らなくなるリスクを考え、保証人を求められたとのこと。
- ・ その際は妻の妹に保証人を頼んだが、いつまでも迷惑をかけられない。今後、自分が何かあった時のサポートを誰かにお願いしたいが、民間団体が行う高齢者等終身サポート事業より、公的な機関の方が安心できるということで相談。

- 豊田市社会福祉協議会では、令和7年4月から、身寄りを頼ることができない方の支援「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～※」を段階的に開始し、今後さらなる支援メニューの充実を進める。

※ 事業名は、「身寄りを頼ることができない方と地域や支援者の結びつき」や「人生の最後を良いしめくり（結末）に出来るように」という意味を込めている。

1 対象者

市内に居住している身寄りを頼ることができない方※で判断能力のある方

- ※ 家族や親族がいない方
- 家族や親族がいても関係性の問題等により頼れない方
- 家族や親族がいても遠方で、すぐに支援を受けられない方

2 事業開始

令和7年4月1日から段階的※に実施

- ※ 入院・入所時支援（4月～）、日常生活支援（10月～）、死後事務支援（1月～）

3 事業内容

- ・ 豊田市社会福祉協議会と利用者本人と契約し、日常生活、入院・入所時、死後※の3つの場面の支援を実施。

- ※ 日常生活支援：見守り、意思決定支援
- 入院・入所時支援：夜間・休日等連絡先、アメニティ等準備、支払い、自宅の管理
- 死後事務支援：家財処分、葬儀の手配等

- ・ 権利擁護基金を活用し、各種団体と連携しながら実施（多機関協働※）。

※ 多機関協働団体（想定）

医師会・病院、弁護士会、司法書士会、区長・民生委員・ボランティア
社会福祉法人・福祉施設・相談支援機関、シルバー、企業（生協）、
金融機関（豊信・農協）など



【重点取組③】意思決定支援の普及の取組

- 令和6年度同様に、各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施する予定。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

キャラバン・メイトフォローアップ研修（高齢福祉課）

- ① 高齢福祉課
 - ② 令和7年6月16日
 - ③ 豊田市を活動地域とするキャラバン・メイト
 - ④ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ※キャラバン・メイト研修内でも意思決定支援について普及。

多職種合同研修会（地域包括ケア企画課）

- ① 豊田加茂医師会
 - ② 未定
 - ③ 医療関係者、福祉関係者、行政
 - ④ ・豊田市・みよし市医療圏の認知症の人を支える体制
・認知症の人の意思決定を支援するプロセス（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等）
・事例検討
- ※内容は毎年変更。

北部ブロック研修（障がい福祉課）

- ① 豊田市地域自立支援協議会
- ② 令和7年8月、10月、12月（詳細未定）
- ③ 障がい福祉に関わる支援者等
- ④ 本人主体から見ていく意思決定支援（基礎・実践）

権利擁護関係機関向け研修

市民後見人フォローアップ研修（よりそい支援課）

- ① 豊田市成年後見支援センター
- ② 令和7年10月23日ほか
- ③ 福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④ 成年後見制度と権利擁護の知識（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例紹介等）

- 令和7年度は、消費生活センター職員に対して実施した「①『福祉・権利擁護支援』に関する研修、②よりよい支援課の業務と社会保障制度について」といった昨年度研修に引き続き、消費者トラブル等に対する権利擁護を図るために関係課の業務の理解を進める研修を開催。
- また、関係課等の業務の理解を進め、連携しやすくするために相談受付シート・つなぎフローの作成を進める。

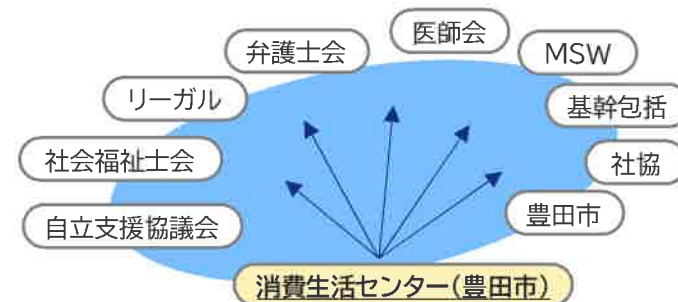
○ 令和7年度の取組予定

① 関係課の業務の理解を進める研修を開催

- ・ 日 程：令和7年7月 8日（火）午前11時～ 市民相談課
令和7年8月12日（火）午前11時～ 健康政策課（医療関係）
令和7年9月 9日（火）午前11時～ 保健衛生課（食品衛生関係）（調整中）
- ・ 内 容：各関係課の業務の理解、意見交換
- ・ 参加者：消費生活センター相談員 7名他

② 相談受付シート・つなぎフローの作成

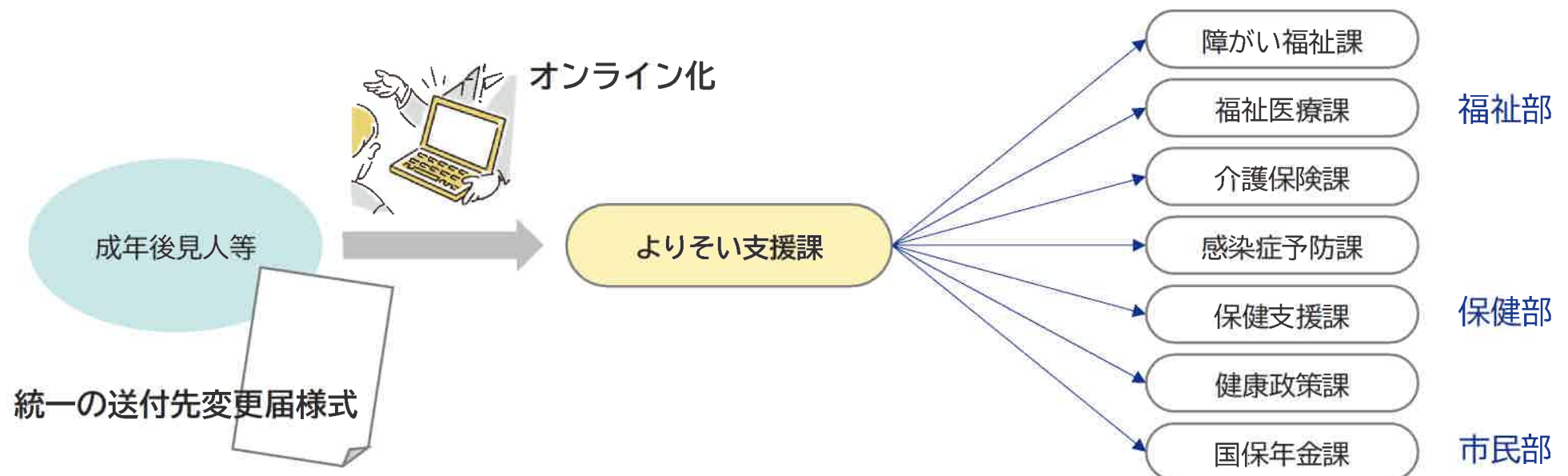
- ・ 目 的
：相談を受付シートの統一した項目で聞き取り、つなぎフローに従って適切な支援機関や相談先に繋げる
- ・ 今後の予定
：相談受付や関係機関につなぐために必要な聞き取り項目を整理する。



- 税関係を除く庁内7課と連携し、庁内統一した形で「成年後見人等専用送付先変更届様式」を作成した。これにより、これまで市役所の各窓口を回って手続きをしていた成年後見人等は1か所で送付先の変更をすることが可能となった。
- 令和7年1月から運用を開始しており、令和6年度末時点での申請件数は21件。
- その他、全庁的な動きとしては、デジタル化推進本部会議の傘下に設置した窓口改革ワーキンググループにおいて、「行かない・書かない・待たない窓口(スマート窓口)」の実現に向けて、引き続き検討を進めている。

● 送付先変更の申請について

- ・ 従来の各課へ申請する方法に加えて、複数課へ送付先変更の申請をする場合に、統一様式を使用して、下記の部署に関する送付先変更が一括行うことが可能となった。
- ・ また、令和7年4月からは、「あいち電子申請システム」を使用したオンライン申請も可能となった。
- ・ これらにより、成年後見人等の事務負担を軽減した。



【重点取組⑥】高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり (豊田市専門フェロー 福祉支援担当の活用)



- 重層的支援体制や高齢者・障がい者虐待などにおける支援の調整を効果的に実施する観点から、民間ノウハウを庁内に取り込むことを趣旨として、ソーシャルインパクト採用により令和6年11月に民間の副業人材である専門フェローを登用した。
- このうち、福祉支援担当の専門フェローについては、虐待対応のコアメンバー会議や支援会議等に同席するなど、客観的かつ専門的な立場から対応方針の判断に関わってもらう仕組みを整えた。

支援困難なケースに対して、第三者的な助言等を行う **福祉支援担当の専門フェロー**

役割

▽ 支援方法や、関係機関との連携・調整に対する客観的・具体的な助言

1 よりそい支援課への多機関協働支援

(1)重層的支援会議や支援会議、**虐待コアメンバー会議への参加及び客観的・具体的な助言**

(2)よりそい支援課ケースの進捗管理、助言

2 重層関係課・機関への多機関協働支援

(1)重層的支援会議等への参加及び客観的・具体的な助言

(2)支援会議の開催支援

(3)スキル等の向上を目的とした定期的な勉強会の開催

(4)オンライン相談

【令和6年度の実績】

- ①支援会議、虐待コアメンバー会議への参加及び具体的助言 11回
- ②専門職からの相談へのオンライン助言
ZOOMを使用し、関係機関からのケース対応相談に対して助言
- ③勉強会(月1回)開催
 - 12月24日(火)『精神保健福祉対応の基本』 20名参加
 - 1月14日(火)『高齢者虐待の対応』 30名参加
 - 2月 5日(水)『事例検討・連携のための、まとめ力を高めよう!』 12名参加
 - 3月 5日(水)『依存症と共依存の方への対応』 18名参加
- ④高齢者虐待の対応体制の見直しに関する助言
助言をもとに、虐待対応フローやマニュアルの見直しを実施

【令和7年度の取組】

- ①～②【継続】令和6年度の取組を継続実施
- ③【拡充】実際の事例を持ち寄り、事例検討を実施する等により、勉強会を充実
 - 6月24日(火)『事実確認のロールプレイ』
 - 9月30日(火)『虐待の予防』
 - 11月25日(火)『セルフネグレクト』
 - 1月20日(火)『家族アセスメント』
- ④【新規】ケース進捗管理の仕組み化
→毎週固定した曜日に、ケース進捗報告・相談をフェローに行うことで、これまで十分でなかった進捗管理を仕組み化

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系（案）

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系（案）

基本理念
（目指す姿）

ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、
安心して暮らすことのできるまち をつくる

R5 地域共生
全国サミット
「とよた宣言」理念

視点

主体的な選択の
支援と尊重

枠組みを超えた協力
と連携

包括的な支援
体制の構築

基本目標

認め・支え合う
地域づくり

参加・活躍の
機会づくり

安心を得られる
支援の充実

重点施策

地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

孤独・孤立対策

基本施策

認め合う社会風土の醸成

意思決定支援の推進

支え合う地域づくりの推進

居場所・社会参加機会の拡大

生きがい・就労機会の創出

配慮の必要な人への
支援体制の強化

災害時の福祉支援体制の充実

事業

各施策に紐づく事業を計画に位置付けて掲載（身寄りのない方への支援、（仮）地域福祉人材センター 等）

重層的支援体制整備事業実施計画
⇒各種取組の基盤となる考え方・支援体制

※再犯防止推進・成年後見利用促進計画の取組は関連する施策に紐づけ

- 視点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念（目指す姿）の実現に向け、施策を推進するための視点
- 重点施策 基本目標を横断し、計画期間前半（3年）を目安に、特に重点的に取り組む施策
- 基本施策 計画期間を通して取り組む事業の方向性を示す

＼令和7年度／



どなたでも！あなたでも！
人のお役に立ちたい方！
制度について学びたい方！



養成講座

「とよた市民の力になりたい」そんな方を募集しています！

とよた市民 後見人へとなる流れ

とよた市後見人になるには、
「養成講座」を
受講する必要があります

参加
無料

定員
50名

会場 豊田市福祉センター

1

シンポジウム・事前説明会

5月24日(土) 受付 午後1時
開始 午後1時30分～午後5時

説明会
申込み



2

お申込み 「とよた市民後見人養成講座」のお申込み

3

養成講座 / 基礎課程 全7回

7月～10月の土曜日 午後1時～午後4時30分(原則)

- 成年後見制度の基礎知識 ● 後見人等が行う財産管理と身上保護対象者の理解
- 対象者の理解 ● 演習(事例検討・グループワーク) ほか
(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者)

※詳細は裏面をご覧ください

4

養成講座 / 実務課程 全6回

11月～12月の土曜日 午後1時～午後4時30分(原則)

※12月中の平日の日程があります

- 後見業務の実際 ● グループワーク ほか
(後見人になったらやるべきこと)

5

登録面接 バンク登録を行うための面接

バンク登録を行い、家庭裁判所からの選任後に
とよた市民後見人として活動開始

バンク登録とは？

養成講座を修了し「とよた市民後見人」として
活動を行いたい方の情報を登録します。

お申込み方法

※応募者多数の場合は書類選考を行う場合があります



とよた市民後見人養成講座
「受講申込書」をご提出ください。



受講申込書はホームページの
お知らせに掲載しています。
事前説明会や豊田市成年後見
支援センターでも配布しています。



「受講申込書」の提出は、郵送・持参・
FAX・メールで受け付けています。

お申込み先

豊田市社会福祉協議会
豊田市成年後見支援センター

〒471-0877
豊田市錦町1丁目1番地1 (※日・月・祝休み)

TEL 0565-63-5566

FAX 0565-33-2346

MAIL s-shien@toyota-shakyo.jp

WEB <https://toyota-koken.jp/>

＼WEBサイト／



申込期間

2025年5月7日(土)

▶▶▶ 7月12日(土)必着



前期期間の総括と中間見直しの方針

1 豊田市成年後見制度利用促進計画について（令和2年3月策定）

計画期間 令和2年度から令和7年度まで

目指すまちの姿 安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち
～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う
権利擁護支援の推進～

位置付け
・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定
・「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定

具体的取組
【重点取組】新規又は拡充を行う取組
【基礎取組】既に実施している基本的な取組
【懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項

2 中間見直しの考え方

前期期間（令和2～4年度）における計画の取組評価を行った上で、**国の動向、社会情勢の変化（コロナ禍、デジタルトランスフォーメーション等）、当事者、関係者の意見**等を踏まえて見直しを行う。

国：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

計画期間 令和4年度から令和8年度まで

ポイント
①「権利擁護支援」が、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として位置付けられた。
②市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」が示された。
③成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実という施策が示された。

3 計画の取組評価と後期期間（令和5～7年度）における取組の方向性

重点取組（計画図書該当ページ）	取組評価	後期期間における取組の方向性
支援者・専門職向け研修会の開催（P.43）	計画通り	基礎取組に移行
センターにつなげるケースの目安の作成（P.45）	計画通り	基礎取組に移行
とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり（P.51）	一部実施	重点取組として継続
親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施（P.55）	計画通り	基礎取組に移行
送付先変更に係る手続き事務の簡素化（P.55）	一部実施	重点取組として継続
豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（P.57）	計画通り	重点取組として継続
身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（P.59）	一部実施	重点取組として継続

※基礎取組（14取組）は、一部の取組を「重層的支援体制整備事業」の取組と一体的に実施するなど充実させ継続する。
※懸案事項（4取組）は、「2 中間見直しの考え方」に沿って、重点取組（2）、基礎取組（1）、懸案事項（1）に整理する。

国の第二期基本計画を踏まえた中間見直しへの反映

①本計画では「権利擁護支援」の考え方を既に取り入れているため、「目指すまちの姿」の見直しは不要。
②本計画では「盛り込むことが望ましい内容」を既に取り入れているため、「取組の体系」の見直しは不要。
③成年後見制度以外の権利擁護支援策として「豊田市地域生活意思決定支援事業」等の取組や権利擁護支援の重要な要素である「意思決定支援」に関する取組を重点取組に追加。

社会情勢の変化
○全庁一体でデジタル化推進本部を中心とし、DXを推進

当事者、関係者の主な意見
○重度障がい者など様々な人への意思決定支援の取組が必要。
○施設等での虐待防止の観点を踏まえ、介護・障がい事業所権限のある部署と連携した対応が必要。
○消費生活相談との連携など権利救済の視点も重要。

計画における「目指すまちの姿」・「取組の体系」は継続しつつ、「具体的取組やその内容」については見直しを実施。

★重点

（旧名称：身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備）
身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備

計画図書P.59

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）福祉総合相談課、生活福祉課

・法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援のあり方を検討します。
・また、国の動向を踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	身寄りのない方への支援あり方検討部会等を通じた支援の検討		
				豊田市地域生活意思決定支援事業の実践		

★重点

（旧名称：豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及）
市民・多職種と連携した意思決定支援の普及

計画図書P.57

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支援に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。
・市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	"	各種ガイドライン等に沿った研修等実施		
				豊田市地域生活意思決定支援事業の実践（再掲）		

★重点

計画図書P.51

とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課

- ・市民による権利擁護支援活動として重要な意思決定支援や身上保護の要素を充実させて、「とよた市民後見人養成講座」を実施します。
- ・また、くらし応援資金の活用策を充実させるとともに、その啓発活動を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	第2期養成	第3期養成	見直し	第4期養成	第5期養成	第6期養成
	運用開始・仕組みの充実 多様な主体への呼びかけ			活用策の充実 啓発策の検討	実施 実施	〃 〃

★重点

◇懸案から移行

計画図書P.47

高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、介護保険課、障がい福祉課

- ・高齢者や障がい者虐待ケースにおいて、関係部署が連携して対応するとともに、専門的な助言が得られる仕組みづくりを進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の 検討	実施
	(実績) 虐待研修の実施、 虐待事例の現状把握					

◇懸案

計画図書P.52

新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- ・本人にとってふさわしい成年後見人等の担い手を確保するため、社会福祉法人などの法人が後見受任できるように必要な取組を進めます。

★重点

計画図書P.55

(旧名称：送付先変更に係る手続き事務の簡素化)
送付先変更に係る手続き事務のスマート化

豊田市

(担当部署) デジタル化推進本部

- ・「豊田市デジタル強靱化戦略」に基づき、「スマート窓口＝行かない・書かない・待たない窓口」の実現に向けた取組の一環として、送付先変更に係る手続き事務のスマート化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理	対応策の 検討	実施	全庁的な手続き対応のあり方の中での 検討・実施		
	(実績) コロナ禍の給付金、ワクチン 接種券の送付先変更事務に対応					

★重点

◇懸案から移行

計画図書P.45

(旧名称：消費生活センターとの連携策の検討)
消費生活センターとの連携策の構築

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、消費生活センター

- ・消費生活センターにおける消費生活相談から、権利擁護支援が必要な市民を適切な相談機関につなげる仕組みを構築します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の 検討	実施
	(実績) 相談事例の情報共有					

●計画の進行管理

- ・「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していきます。
- ・「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- ・「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていきます。